

技能実習制度運用要領の一部改正について

令和元年6月10日

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成 28 年法律第 89 号)に基づく技能実習制度の運用に必要な事項を定めた技能実習制度運用要領について、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表いたします。

記

赤字が修正部分

通し 番号	該当 ページ	改正箇所	現行	改正
	表紙	編者	平成30年4月 出入国在留管理庁・厚生労働省 編	令和元年6月 出入国在留管理庁・厚生労働省 編
	2	第1章3行 目から 9行目	これまでは「出入国管理及び難民認定法」(昭和 26 年政令第 319 号。以下「入管法」という。)とその省令を根拠法令として実施されてきたものですが、平成28年の技能実習制度の見直しに伴い、新たに技能実習法とその関連法令が制定され、これまで入管法令で規定されていた多くの部分が、この技能実習法令で規定されることになりました。 ただし、制度の趣旨は以前と変わりがなく、	これまでは「出入国管理及び難民認定法」(昭和 26 年政令第 319 号。以下「入管法」という。)とその省令を根拠法令として実施されてきたものですが、平成28年の技能実習制度の見直しに伴い、新たに技能実習法とその関連法令が制定され、 これまで 入管法令で規定されていた多くの部分が、この技能実習法令で規定されることになりました。 ただし、制度の趣旨は以前と変わりがなく、
	12	④	今後機構のHP等により周知していきます。	今後 機構のHP等により周知しています。
	26	規則 第 2 条二	出入国在留管理長官	出入国在留管理 長官
	27	○5つ目	本邦の公私の機関と国際的な業務上の提携を行っていることその他の密接な関係を有する機関であるとして 出入国在留管理 官及び厚生労働大	本邦の公私の機関と国際的な業務上の提携を行っていることその他の密接な関係を有する機関であるとして 出入国在留管理 長官及び厚生労

		臣が認めるもの(規則第2条第2号。同条第1号と同等と評価できるものを同長官及び同大臣が認定)	働大臣が認めるもの(規則第2条第2号。同条第1号と同等と評価できるものを同長官及び同大臣が認定)
28	○1つ目	出入国在留管理長官	出入国在留管理庁長官
34	○5つ目 (2か所)	出入国在留管理長官及び厚生労働大臣	出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣
36	第8条	出入国在留管理長官及び厚生労働大臣	出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣
36	規則第3条第二号	出入国在留管理長官	出入国在留管理庁長官
36	規則第5条第1項	出入国在留管理長官	出入国在留管理庁長官
37	○2つ目	出入国在留管理長官	出入国在留管理庁長官
38	○1つ目	出入国在留管理長官	出入国在留管理庁長官
43	留意事項 (2か所)	法務大臣、出入国在留管理長官及び厚生労働省	法務大臣、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣
45	法第9条 (2か所)	出入国在留管理長官	出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣
47	法第9条	出入国在留管理長官	出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣
52	附則第4条(2か所)	出入国在留管理長官	出入国在留管理庁長官
52	附則第5条(2か所)	出入国在留管理長官	出入国在留管理庁長官
53	附則第6条(2か所)	出入国在留管理長官	出入国在留管理庁長官
68	(8)○2つ目	法務省、出入国在留管理庁、厚生労働省	法務省、出入国在留管理庁、厚生労働省

69	法第9条	出入国在留管理長官及び厚生労働大臣	出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣
71	法第9条	出入国在留管理長官及び厚生労働大臣	出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣
85	(12)○2 つ目	法務省、厚生労働省及び機構	法務省、 出入国在留管理庁 、厚生労働省及び機構
94	(6)○1つ め	法務省、厚生労働省及び機構	法務省、 出入国在留管理庁 、厚生労働省及び機構
94	○3つ目	なお、下記②のⅠ及びⅡ(斜体字部分)については、講習の整備から1年後である平成31年4月1日から評価項目としてカウントするものとします。	なお、下記②のⅠ及びⅡ(斜体字部分)については、講習の整備から1年後である平成31年4月1日から評価項目としてカウントするものとします。
163	【留意事項】○1つ 目	技能実習法令の規定により法務大臣、出入国在留管理長官及び厚生労働大臣又は機構に提出する資料が外国語により作成されているときは、その資料に日本語の翻訳文を添付しなければなりません(規則第68条第1項)。また、技能実習法令の規定により法務大臣及び厚生労働大臣若しくは 出入国在留管理長官 及び厚生労働大臣又は機構に提出し、又は事業所に備えて置く日本語の書類に、技能実習生の署名を求める場合には、技能実習生が十分に理解できる言語も併記の上、署名を求めなければなりません(規則第68条第2項)。	技能実習法令の規定により法務大臣、出入国在留管理長官及び厚生労働大臣又は機構に提出する資料が外国語により作成されているときは、その資料に日本語の翻訳文を添付しなければなりません(規則第68条第1項)。また、技能実習法令の規定により法務大臣及び厚生労働大臣若しくは 出入国在留管理長官 及び厚生労働大臣又は機構に提出し、又は事業所に備えて置く日本語の書類に、技能実習生の署名を求める場合には、技能実習生が十分に理解できる言語も併記の上、署名を求めなければなりません(規則第68条第2項)。
196	○1つめ	なお、下記①のⅢ(斜体字部分)については、講習の整備から1年後である平成31年4月1日から評価項目としてカウントするものとします。	なお、下記①のⅢ(斜体字部分)については、講習の整備から1年後である平成31年4月1日から評価項目としてカウントするものとします。
217	第5章第4 節	規則第35条(略) 3 第三十二条第四項第二号イの方法により行われた明示事項の明示は、書面被交付者の使用に係るファクシミリ装置により受信した時に、同号口の方法により行われた明示事項の明示は、当該書面被交付者の使用に係る通信端末機器に備えられたファイルに記録された時に、それぞれ当該書面被交付者に到達したものとみなす。	規則第35条(略) 3 第三十二条第四項第二号イの方法により行われた明示事項の明示は、 当該 書面被交付者の使用に係るファクシミリ装置により受信した時に、同号口の方法により行われた明示事項の明示は、当該書面被交付者の使用に係る通信端末機器に備えられたファイルに記録された時に、それぞれ当該書面被交付者に到達したものとみなす。

265	法第49条。3か所	主務大臣	出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣
265	○2つ目	主務大臣	出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣
267	○1つ目。法第50条	出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は実習実施者に対し、主務大臣は監理団体に対し、必要があると認めるときは、必要な指導及び助言をすることができます。また、主務大臣は、	出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は実習実施者に対し、主務大臣は監理団体に対し、必要があると認めるときは、必要な指導及び助言をすることができます。また、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、
267	○2つ目。法第51条	主務大臣はその措置の円滑な実施のために必要があると認めるときは、実習実施者や監理団体等に対する指導及び助言を行うことができます(法第51条)。	出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は実習実施者及びその関係者に対し、主務大臣は監理団体及びその関係者その他関係者に対し、その措置の円滑な実施のために必要があると認めるときは、指導及び助言を行うことができます(法第51条)。
268	○3つ目。	技能実習を行うに当たって生ずる様々な問題について対応します。	技能実習を行うに当たって生ずる様々な問題について対応しています。
280	第2節第4	<p>第4 養成講習機関の更新手続</p> <p>○ 養成講習機関については年度ごとに更新手続きを行います。監理団体を対象とした養成講習の更新を希望する者は、監理責任者等講習更新申込書(参考様式第5-13号)、実習実施者を対象とした養成講習の更新を希望する者は、技能実習責任者講習等更新申込書(参考様式第5-14号)を作成し、翌年度の養成講習実施日程書(参考様式第5-3号、第5-4号)の案を添えて、1月末までに主務省庁(提出先:厚生労働省人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室)に提出してください。</p>	<p>第4 養成講習機関の更新手続</p> <p>○ 養成講習機関については年度ごとに更新手続きを行います。監理団体を対象とした養成講習の更新を希望する者は、監理責任者等講習機関更新申込書(参考様式第5-13号)、実習実施者を対象とした養成講習の更新を希望する者は、技能実習責任者講習等機関更新申込書(参考様式第5-14号)を作成し、翌年度の養成講習実施日程書(参考様式第5-3号、第5-4号)の案を添えて、1月末までに主務省庁(提出先:厚生労働省人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室)に提出してください。</p>

281	第3節第1	<p>第3節 養成講習の内容等</p> <p>第1 養成講習の対象者</p> <p>○ 監理団体を対象とした養成講習については、1種類の科目「監理責任者等講習」として、以下の者を対象に実施します。</p> <p>① 監理事業を行っている者又は行おうとする者により、監理責任者、指定外部役員又は外部監査人として選任されている者(選任予定の者も含む。)</p> <p>② その他監理責任者等養成講習を受講して、監理事業に関する一定水準の知識を習得し、理解を深めようとする者(監理団体の監理責任者以外の監査を担当する職員を含む。)</p>	<p>第3節 養成講習の内容等</p> <p>第1 養成講習の対象者</p> <p>○ 監理団体を対象とした養成講習については、1種類の科目「監理責任者等講習」として、以下の者を対象に実施します。</p> <p>① 監理事業を行っている者又は行おうとする者により、監理責任者、指定外部役員又は外部監査人として選任されている者(選任予定の者も含む。)</p> <p>② その他監理責任者等養成講習を受講して、監理事業に関する一定水準の知識を習得し、理解を深めようとする者(監理団体の監理責任者以外の監査を担当する職員を含む。)</p>				
285	第3節第3	<p>(6) 受講者名簿の作成等</p> <p>○ 受講者名簿の写し1通及び実施報告書の原本は、四半期毎(4月～6月、7月～9月、10月～12月、1月～3月)にとりまとめ、各四半期の翌月末までに主務省庁(提出先:厚生労働省人材開発統括官海外人材育成担当参事官室)に提出してください。</p> <p>(略)</p>	<p>(6) 受講者名簿の作成等</p> <p>○ 受講者名簿の写し1通及び実施報告書の原本は、四半期毎(4月～6月、7月～9月、10月～12月、1月～3月)にとりまとめ、各四半期の翌月末までに主務省庁(提出先:厚生労働省人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室)に提出してください。</p> <p>(略)</p>				
292	第7節	<p>第7節 養成講習における理解度テスト</p> <p>○ 第5節の養成講習の講習内容について、当日の講習受講者が理解できているかを下記に掲げる事項に則したペーパーテストにより確認することが必要です。</p> <table border="1" data-bbox="488 1321 1294 1370"> <tr> <td data-bbox="488 1321 678 1370">③ 問数</td> <td data-bbox="678 1321 1294 1370">主務省庁から配布される理解度テスト用の問題</td> </tr> </table>	③ 問数	主務省庁から配布される理解度テスト用の問題	<p>第7節 養成講習における理解度テスト</p> <p>○ 第5節の養成講習の講習内容について、当日の講習受講者が理解できているかを下記に掲げる事項に則したペーパーテストにより確認することが必要です。</p> <table border="1" data-bbox="1384 1321 2190 1370"> <tr> <td data-bbox="1384 1321 1574 1370">③ 問い数</td> <td data-bbox="1574 1321 2190 1370">主務省庁から配布される理解度テスト用の問題</td> </tr> </table>	③ 問い数	主務省庁から配布される理解度テスト用の問題
③ 問数	主務省庁から配布される理解度テスト用の問題						
③ 問い数	主務省庁から配布される理解度テスト用の問題						

				集の中から、20 問選択すること。				集の中から、20 問選択すること。
			③ 合否	監理責任者等講習は正答率 80%以上(正答数 16 問以上)、技能実習責任者講習、技能実習指導員講習及び生活指導員講習は正答率 70%以上(正答数 14 問以上)を合格とする。			④ 合否	監理責任者等講習は正答率 80%以上(正答数 16 問以上)、技能実習責任者講習、技能実習指導員講習及び生活指導員講習は正答率 70%以上(正答数 14 問以上)を合格とする。
			⑤～⑦(略)	(略)			⑤～⑦(略)	(略)
参考 様式 1－ 5号	技能実習 責任者の 就任承諾 書及び誓 約書 3 (3)	法務大臣及び厚生労働大臣又は機構			法務大臣、 出入国在留管理庁長官 及び厚生労働大臣又は機構			
参考 様式 1－ 16 号	技能実習 生の報酬 に関する説 明書。「規 則」を追 加。性別 欄を削除。	参考様式第1－16号(規則第8条第14号関係) 1 技能実習生に対する報酬			参考様式第1－16号(規則第8条第14号関係) 1 技能実習生に対する報酬			
			①技能実習生の氏名	ローマ字 漢字			①技能実習生の氏名	ローマ字 漢字
			②(略)				②(略)	
			③技能実習生の年齢、 性別及び経験年数	(才)(経験 年)			③技能実習生の年齢、 性別及び 経験年数	(才)(経験 年)
			④～⑦(略)				④～⑦(略)	

参考 様式 第1 -1 6号	性別欄を 削除	2 同程度の技能等を有する日本人労働者がいる場合 ②比較対象となる日本人労働者の年齢、性別及び経験年数 (才) (経験 年)	2 同程度の技能等を有する日本人労働者がいる場合 ②比較対象となる日本人労働者の年齢、性別及び経験年数 (才) (経験 年)
参考 様式 第1 -1 6号	性別欄を 削除	3 同程度の技能等を有する日本人労働者がいない場合 ②最も近い職務を担う日本人労働者の年齢、性別及び経験年数 (才) (経験 年)	3 同程度の技能等を有する日本人労働者がいない場合 最も近い職務を担う日本人労働者の年齢、性別及び経験年数 (才) (経験 年)
参考 様式 第1 -2 6号	理由書	法務大臣	出入国在留管理庁長官
参考 様式 第1 -3 2号	協定内容 証明書。 ①協定締結機関	定締結機関	協定締結機関

参考 様式 2- 12 号	外国の送 出機関の 推薦状。 「規則」を 追加	参考様式第2-12号(規則第27条第1項第1号へ関係)	参考様式2-12号(規則第27条第1項第11号へ関係)																																													
参考 様式 2- 16 号	団体監理 型技能実 習の取扱 職種の範 囲等	<p>4 食品製造関係(9職種14作業)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>コード</th> <th>職種</th> <th>作業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4-9-1</td> <td>そう菜製造業</td> <td>そう菜加工作業</td> </tr> </tbody> </table> <p>7 その他(13職種25作業)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>コード</th> <th>職種</th> <th>作業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>7-13-1</td> <td>介護</td> <td>介護</td> </tr> </tbody> </table>	コード	職種	作業	(略)	(略)	(略)	4-9-1	そう菜製造業	そう菜加工作業	コード	職種	作業	(略)	(略)	(略)	7-13-1	介護	介護	<p>4 食品製造関係(911職種1416作業)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>コード</th> <th>職種</th> <th>作業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4-9-1</td> <td>そう菜製造業</td> <td>そう菜加工作業</td> </tr> <tr> <td><u>4-10-1</u></td> <td><u>農産物漬物製造業</u></td> <td><u>農産物漬物製造</u></td> </tr> <tr> <td><u>4-11-1</u></td> <td><u>医療・福祉施設給食製造</u></td> <td><u>医療・福祉施設給食製造</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>7 その他(1314職種2526作業)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>コード</th> <th>職種</th> <th>作業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>7-13-1</td> <td>介護</td> <td>介護</td> </tr> <tr> <td><u>7-14-1</u></td> <td><u>リネンサプライ</u></td> <td><u>リネンサプライ仕上げ</u></td> </tr> </tbody> </table>	コード	職種	作業	(略)	(略)	(略)	4-9-1	そう菜製造業	そう菜加工作業	<u>4-10-1</u>	<u>農産物漬物製造業</u>	<u>農産物漬物製造</u>	<u>4-11-1</u>	<u>医療・福祉施設給食製造</u>	<u>医療・福祉施設給食製造</u>	コード	職種	作業	(略)	(略)	(略)	7-13-1	介護	介護	<u>7-14-1</u>	<u>リネンサプライ</u>	<u>リネンサプライ仕上げ</u>
コード	職種	作業																																														
(略)	(略)	(略)																																														
4-9-1	そう菜製造業	そう菜加工作業																																														
コード	職種	作業																																														
(略)	(略)	(略)																																														
7-13-1	介護	介護																																														
コード	職種	作業																																														
(略)	(略)	(略)																																														
4-9-1	そう菜製造業	そう菜加工作業																																														
<u>4-10-1</u>	<u>農産物漬物製造業</u>	<u>農産物漬物製造</u>																																														
<u>4-11-1</u>	<u>医療・福祉施設給食製造</u>	<u>医療・福祉施設給食製造</u>																																														
コード	職種	作業																																														
(略)	(略)	(略)																																														
7-13-1	介護	介護																																														
<u>7-14-1</u>	<u>リネンサプライ</u>	<u>リネンサプライ仕上げ</u>																																														
参考 様式 4- 5号	管理費管 理簿	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日																																													
参考 様式 5- 1	監理責任 者等講習 受講証明	平成 年 月 日、都道府県名において、管理責任者等講習を受講したことを証明する。 平成 年 月 日	平成 年 月 日、都道府県名において、管理責任者等講習を受講したことを証明する。 平成 年 月 日																																													

5号	書		
参考 様式 5- 6号	技能実習 責任者講 習受講証 明書	平成 年 月 日、都道府県名において、技能実習責任者講習を受講したことを証明する。 平成 年 月 日	平成 年 月 日、都道府県名において、技能実習責任者講習を受講したことを証明する。 平成 年 月 日
参考 様式 5- 7号	技能実習 指導員講 習受講証 明書	平成 年 月 日、都道府県名において、技能実習指導員講習を受講したことを証明する。 平成 年 月 日	平成 年 月 日、都道府県名において、技能実習指導員講習を受講したことを証明する。 平成 年 月 日
参考 様式 5- 8号	生活指導 員講習受 講証明書	平成 年 月 日、都道府県名において、生活指導員講習を受講したことを証明する。 平成 年 月 日	平成 年 月 日、都道府県名において、生活指導員講習を受講したことを証明する。 平成 年 月 日
参考 様式 5- 13 号	監理責任 者等講習 機関更新 申込書	監理責任者等講習更新申込書	監理責任者等講習機関更新申込書
参考 様式 5- 14 号	技能実習 責任者講 習等更新 申込書	技能実習責任者講習等更新申込書	技能実習責任者講習等機関更新申込書